

リース資産の使用状況等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表六(二十六) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細						
旧租税特別措置法適用条項	1					
事業年度又は連結事業年度	2	・	・	・	・	・
総調整前連結税額基準額	3	円	円	円	円	円
税額基準額又は個別帰属額基準額	4					
控除された法人税額の特別控除額	取得に係るもの	5				
	リースに係るもの	6				
	前期繰越分に係るもの	7				
	計 (5)+(6)+(7)	8				
翌期に繰り越された繰越税額控除限度超過額	取得に係るもの	9				
	リースに係るもの	10				
	計 (9)+(10)	11				
リース資産の明細						
供用年度	12	・	・	～	・	・
資産の名称	13					
賃借年月日	14	(昭平	昭平	昭平	昭平	昭平)
事業の用に供した年月日	15	昭平	昭平	昭平	昭平	昭平
リース契約終了年月日	16	平	平	平	平	平
リース契約期間の月数	17	月	月	月	月	月
リース費用の総額	18	円	円	円	円	円
リース料(月額)	19					
当期において使用した期間	20	月	月	月	月	月
当期において支払うリース料	21	円	円	円	円	円
当期において事業の用に供しなくなった年月日	22	平	平	平	平	平
使用の状況	23					
事業の用に供しなくなった事由	24					

別表六（二十六）の記載の仕方

1 この明細書は、次に掲げる場合に該当する場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (1) 平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の6第3項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第42条の6第3項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは平成15年改正前の措置法（以下「平成15年旧措置法」といいます。）第42条の11第3項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）（平成14年改正法附則第21条第2項（電子機器利用設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により適用される場合を含みます。）の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の11第3項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成18年旧措置法第68条の11第3項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）又は平成15年旧措置法第68条の15第3項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年改正前の措置法令（以下「平成19年旧措置法令」といいます。）第27条の6第17項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合又は平成19年旧措置法第68条の11第3項、平成18年旧措置法第68条の11第3項若しくは平成15年旧措置法第68条の15第3項の規定の適用を受けた連結法人（平成19年旧措置法第42条の6第3項、平成18年旧措置法第42条の6第3項又は平成15年旧措置法第42条の11第3項の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年旧措置法令第39条の41第17項（連結確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合
- (2) 平成19年旧措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成17年改正前の措置法（以下「平成17年旧措置法」といいます。）第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成16年改正前の措置法（以下「平成16年旧措置法」といいます。）第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成15年旧措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の8第3項（事業化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成13年改正前の措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成12年改正前の措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成11年改正前の措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは平成7年改正前の措置法第42条の7第15項（高度化機械を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の12第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成17年旧措置法第68条の12第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成16年旧措置法第68条の12第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）又は平成15年旧措置法第68条の11第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の12第3項（事業化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年旧措置法令第27条の7第19項（事業基盤強化設備を取得した場合の法人税額の特別控除）（平成7年改正前の措置法令第27条の7第27項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合又は平成19年旧措置法第68条の12第3項、平成17年旧措置法第68条の12第3項、平成16年旧措置法第68条の12第3項若しくは平成15年旧措置法第68条の11第3項若しくは第68条の12第3項の規定の適用を受けた連結法人（平成19年旧措置法第42条の7第3項、平成17年旧措置法第42条の7第3項、平成16年旧措置法第42条の7第3項又は平成15年旧措置法第

42条の7第3項若しくは第42条の8第3項の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年旧措置法令第39条の42第23項（連結確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合

- (3) 平成19年旧措置法第42条の10第3項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは平成17年旧措置法第42条の10第3項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の14第3項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）又は平成17年旧措置法第68条の14第3項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年旧措置法令第27条の10第11項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合又は平成19年旧措置法第68条の14第3項若しくは平成17年旧措置法第68条の14第3項の規定の適用を受けた連結法人（平成19年旧措置法第42条の10第3項又は平成17年旧措置法第42条の10第3項の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年旧措置法令第39条の44第15項（連結確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合
 - (4) 平成19年旧措置法第42条の11第3項（情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の15第3項（情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年旧措置法令第27条の11第14項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合又は平成19年旧措置法第68条の15第3項の規定の適用を受けた連結法人（平成19年旧措置法第42条の11第3項の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年旧措置法令第39条の45第17項（連結確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合
 - (5) 平成14年改正前の措置法第42条の6第3項（電子機器利用設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人が平成14年改正前の措置法令第27条の6第13項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合
 - (6) 平成18年改正法附則第106条（情報通信機器等を取引した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとする平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧効力単体措置法」といいます。）第42条の11第7項（リース情報通信機器等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成18年改正法附則第132条（連結法人が情報通信機器等を取引した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧効力連結措置法」といいます。）第68条の15第7項（リース情報通信機器等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成18年改正措置法令附則第27条（情報通信機器等を取引した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法令第27条の11第21項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合又は平成18年旧効力連結措置法第68条の15第7項の規定の適用を受けた連結法人（平成18年旧効力単体措置法第42条の11第7項の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成18年改正措置法令附則第40条（連結法人が情報通信機器等を取引した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法令第39条の45第25項（連結確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合
- 2 「各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細」の各欄は、申告事業年度前の事業年度（当該申告事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）又は申告連結事業年度前の連結事業年度（当該申告連結事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）について記載し、申告事業年度又は申告連結事業年度については記載しないでください。